

阪神・淡路大震災における対応

【政府の主な初動対応】

緊急対策本部の設置が発災 3 日目となるなど、政府の陣頭指揮体制の構築には時間を要したが、専任大臣や現地対策本部の設置により、被災地と国との連絡調整や機動的な事務処理に一定の成果があった。

また、復興本部と復興委員会の両輪で復興対策を推進することにより、学識経験者の知見や被災地の意見要望を復旧・復興に生かす仕組みが生まれた。

＜政府対策本部の設置＞

- ・平成 7 年 1 月 17 日（発災当日）、「兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置。
- ・1 月 19 日、内閣総理大臣を本部長とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置。
- ・1 月 22 日、兵庫県公館に現地対策本部を開設。

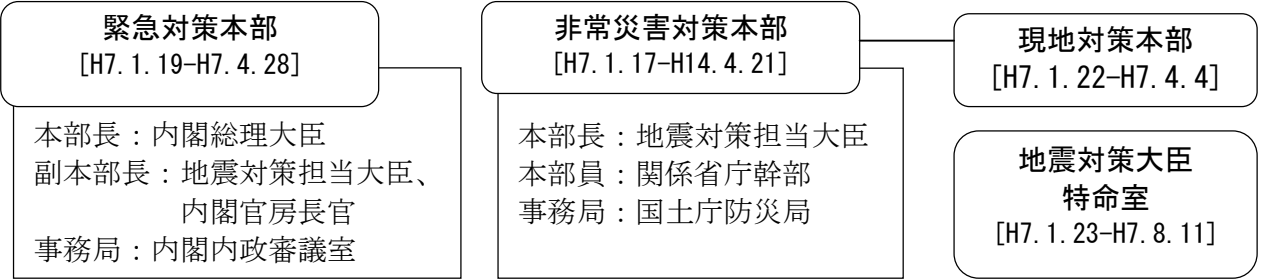
＜特命大臣の設置＞

- ・1 月 20 日、「兵庫県南部地震対策担当大臣」の職を新設し、小里貞利氏が就任。
- ・1 月 23 日、復旧復興に関する特命事項を所掌する「地震対策担当大臣特命室」を設置。

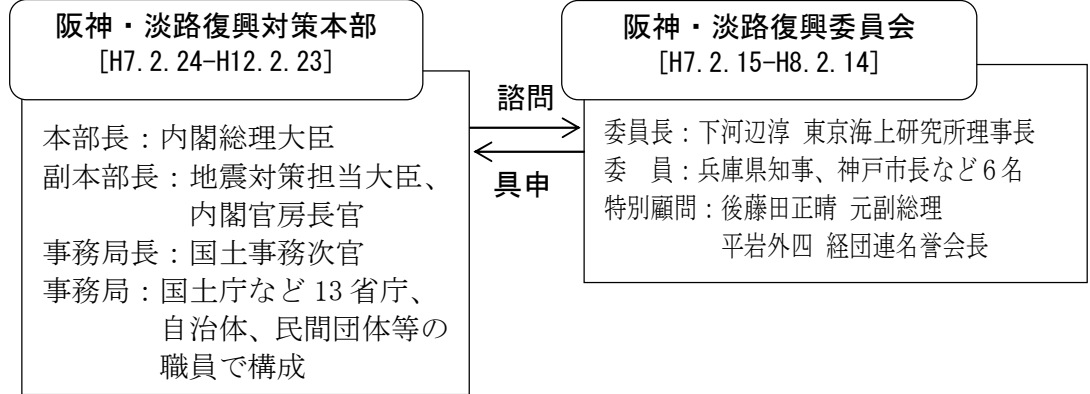
＜復興推進体制の構築＞

- ・2 月 15 日、復興の基本方針を検討するため、「阪神・淡路復興委員会」を設置。
- ・2 月 24 日、復興施策の総合調整を図るため、「阪神・淡路復興対策本部」を設置。
- ・2 月 25 日、総理府の組織として「阪神・淡路復興対策本部事務局」を設置。

《応急・緊急対策》



《復興対策》



＜応急対応組織の初動対応＞

- ・警察、自衛隊、消防、海上保安庁等が発災直後から情報収集等の初動対応を開始したが、現状把握や応援要請手続きに時間を要したことなどにより、被災地外からの大規模な応援派遣に時間を要した。
- ・大規模災害を想定した情報収集や応援体制の仕組みが整っていなかったため、初動対応や救助活動等の効果的な展開に支障を来した部分があった。

＜復旧・復興に向けた法整備＞

- ・平成 7 年 2 月 24 日、被災地の復旧・復興に向けた基本方針と組織体制を定めるため、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を制定した。
- ・一方、権利義務の整理や財政援助等については、大規模災害を想定した一般法が整備されておらず、その都度立法措置がなされた。

【阪神・淡路大震災以降の体制整備】

◎ 阪神・淡路大震災における初動や応援の課題を踏まえ、以下体制整備がなされた。

◆ 政府の緊急対応体制の整備

- 平成 7 年 2 月 緊急参集チーム（関係省庁局長等幹部）の創設
- 平成 7 年 3 月 国土庁の宿直体制の整備
- 平成 8 年 4 月 官邸危機管理センターの設置
- 平成 10 年 4 月 内閣危機管理監の設置

◆ 応急対応組織における広域応援体制の構築

自治体の枠を越えた救援活動を迅速に行うため、平成 7 年、警察では「広域緊急援助隊」が創設され、消防については、消防組織法に応援に関する特例規定を設けるとともに、「緊急消防援助隊」（平成 15 年に法制化）が創設された。

◎ 阪神・淡路大震災では、緊急災害対策本部の設置に災害緊急事態の布告を要したことから、平成 7 年 12 月の災害対策基本法改正により、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には、災害緊急事態の布告がなくても緊急災害対策本部を設置できることとした。

◎ 阪神・淡路大震災以降、大規模災害からの復旧・復興を迅速に進めるため、「被災市街地復興特別措置法」「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」等の恒久的な法令が制定された。